

平成二十一年六月二十二日受領  
答弁第五三七号

内閣衆質一七一第五三七号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱

い及び公費節減効果の検証等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十一年五月二十九日内閣衆質一七一第四二四号）一について述べたとおりである。

二について

外務省において職員が国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき旅費の支給を受けて航空機の利用を伴う公務のための旅行をする際に、当該航空機の利用により取得するマイレージについては、適切な管理に努めており、外務省において把握している範囲では、御指摘のような事例があったとは承知しておらず、職員は適切に対応しているものと認識している。

三について

先の答弁書（平成二十一年三月六日内閣衆質一七一第一五五号）一及び二について述べた方針については、現在、変更する予定はない。

四について

お尋ねの旅費が何を指すか必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。